株式会社フレクト 定款

# 定款

# 第1章 総則

## 第1条(商号)

当会社は、株式会社フレクトと称し、英文ではFLECT Co., Ltd.と称する。

## 第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、設計、製造、開発、配信、販売、 リース、賃貸、輸出入、運用及び保守管理
- 2. コンピュータシステム、ハードウェア、通信機器及びその他周辺機器・関連機器の 企画、設計、製造、開発、販売、リース、賃貸、輸出入、運用及び保守管理
- 3. インターネット等の通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス
- 4. 電子商取引及び電子決済処理に関するサービス
- 5. インターネット等の通信ネットワークを利用した広告、宣伝、マーケティングに関する業務及び代理
- 6. インターネットサーバの賃貸及び仲介業
- 7. ウェブサイト及びデジタルコンテンツの企画、設計、制作、開発、配信、販売、運用及び保守管理
- 8. 各種情報の収集、分析、管理、提供及び情報処理サービス
- 9. 各種コンサルティング
- 10. 電気通信事業及びその代理業
- 11. 労働者派遣事業、職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導 及び教育事業
- 12. 有料職業紹介事業
- 13. 人材教育事業
- 14. 顧客管理及びコールセンター業務の企画、提供、運営及び管理
- 15. 有価証券の取得及び保有、関連業務への投資、投資事業組合の財産の運用及び管理
- 16. 前各号に附帯する一切の業務

## 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

## 第4条(機 関)

当会社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

## 第5条(公告の方法)

- 1. 当会社の公告は、電子公告に掲載してする。
- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

# 第2章 株式

## 第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

## 第7条(自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

## 第8条(単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

## 第9条(単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第10条(株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿、及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え 置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株 予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

## 第11条(株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に 関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会におい て定める株式取扱規程による。

## 第12条(基準日)

- 1. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告 して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権 者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とすることが できる。

# 第3章 株主総会

#### 第13条(招集)

- 1. 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

## 第14条(招集権者及び議長)

- 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表 取締役CEOが招集する。代表取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の 定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2. 株主総会の議長は、代表取締役CEOがこれに当たる。代表取締役CEOに事故があると

きは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

## 第15条(電子提供措置等)

- 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第16条 (決議の方法)

- 1. 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2. 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

## 第17条 (議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録する。

# 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条(取締役の員数)

- 1. 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は5名以内とする。
- 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。

## 第20条(取締役の選任の方法)

- 1. 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを 区別して選任する。
- 2. 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第21条(取締役の任期)

- 1. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員任期満了までとする。
- 4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始までとする。

## 第22条(取締役会の招集及び議長)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOがこれを招集し、 その議長となる。代表取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める 順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第23条(役付取締役)

取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役CE01名を選任する。また、必要に応じて取締役に対してCOO、その他CXOの役割を各1名まで付与することがある。

#### 第24条(代表取締役CEO)

- 1. 代表取締役CEOは、当会社を代表し、会社の業務を統括する。
- 2. 代表取締役CEOのほか、取締役会の決議により、前条で選定した役付取締役の中から、 当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### 第25条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 は、それぞれ株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締 役とを区別して定める。

### 第26条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第27条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第28条 (重要な業務執行の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、 重要な業務遂行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部 を取締役に委任することができる。

## 第29条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

## 第30条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第31条(取締役の責任免除)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度内に おいて免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

# 第5章 監査等委員会

## 第32条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第33条(監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第34条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める 事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電 子署名する。

## 第35条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

# 第6章 会計監査人

## 第36条(選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第37条(任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。
- 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第38条(報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役CEOが監査等委員会の同意を得て定める。

## 第39条(会計監査人の責任免除)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の 限度内において免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、その任務 を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結 することができる。

## 第7章 計算

## 第40条(事業年度)

会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第41条 (剰余金の配当等)

- 1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を 定めることができる。
- 2. 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)を行う。

## 第42条 (配当金の除斥期間)

- 1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

## (監査役の責任免除に関する経過措置)

平成30年4月1日開催の株主総会決議に基づく監査等委員会設置会社移行のための定款変更の効力発生前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお当該定款変更前の定款第27条の定めるところによる。

本定款は原本と相違ありません。

2024年6月20日

株式会社フレクト 代表取締役CEO 黒川幸治